ペルソナSTACIA PiTaPa VISAカード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）、株式会社スルッとKANSA（I 以下「スルッと」という）、株式会社ペルソナ（以下「ペルソナ」という）および三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）の四社（以下「四社」という）が提携して発行する「ペルソナSTACIA PiTaPa VISAカード」（以下「本カード」という）の四社提携によって生じる事項について特に定めるものです。

第2条（会員と本カードの貸与）

1. 会員とは、四社に対しSTACIAカード会員規約、PiTaPa会員規約、ペルソナVISAカード会員特約、三井住友カード会員規約、各会員規約・特約に付随する各種規定・特約および本特約を承認のうえ入会申し込みをした個人のうち、四社が適格と認めた方をいいます。
2. 本カードの所有権は四社に属し、四社は会員に本カードを貸与します。

第3条（四社のサービス等の利用）

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、四社が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。

（1）阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。

（2）スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。

（3）ペルソナおよびペルソナと提携する株式会社阪急阪神百貨店が提供する特典・サービスならびに付帯サービス。

（4）三井住友が提供するショッピング利用および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、原則としてショッピング利用において本カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。また本カードで三井住友カードのポイントは利用できません。

2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、四社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第4条（PiTaPa利用に関する会員請求）

PiTaPa会員規約に基づき発生する会員の債務については第3条1項（4）の利用により生じた債務とともに三井住友が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から三井住友カード会員規約に定めた約定決済日に支払うものとします。

第5条（会員保障制度）

1. 三井住友は、会員が紛失・盗難により本カードがPiTaPaカードとして他人に不正利用された場合、スルッとおよび三井住友への通知が行われた場合に限り、当該通知の日から60日間に遡って会員が被る本カードの不正利用による損害を補填します。ただし、PiTaPa会員規約第9条第2項に該当する場合は補填の対象外とします。
2. 会員は、損害の補填を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に三井住友が補填に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第6条（年会費等）

会員は、四社に対して各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条（届出事項の変更）

会員が四社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住

友に届け出るものとします。なお、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、三井住友が通知または公表する方法により遅滞なく三井住友に、また、PiTaPa機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルッとが通知または公表する方法により遅滞なくスルッとに届け出るものとします。

第8条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、四社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、スルッとおよび三井住友所定のカード再発行手数料をスルッとおよび三井住友所定の方法で支払うものとします。

第9条（退会）

1. 会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により三井住友に届け出るものとします。
2. 会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、各々の会員規約・規定・特約に従い四社すべてから退会となるものとします。

第10条（会員資格の喪失）

1. 四社は、四社各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は、四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに阪急阪神カード、スルッと、三井住友のいずれかに返還するものとします。
2. 前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に四社すべての会員資格を喪失するものとします。

第11条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、四社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第12条（会員規約・規定・特約の適用）

四社が各々提供するサービス等については、四社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されます。四社が各々定める会員規約などあらゆる規約・規定・特約と四社提携によって生じる事項を定めた本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めの無い事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

（2022 年 4 月改定）

個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約

第1条（個人情報の提供および利用に関する同意）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、阪急阪神カード、スルッとおよび三井住友の三社が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。また、会員等は、三井住友が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理を目的として、下記の情報をペルソナに提供し、ペルソナがこれを利用することに同意します。

（1）本カードの申込書に記載された情報、および各社の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。

（2）本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。

（3）本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。

（4）会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。

(5)会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

2. 会員は、三井住友が保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

(1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用店名等のご利用状況、契約内容に関する情報。

3. 会員は、三井住友が保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第2項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。

4. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

(1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。

5. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第4項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。

6. 会員は、第3項および第5項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対しその中止を申し出ることができます。

[中止を申し出る場合の連絡先]

株式会社阪急阪神カード　阪急阪神カードコールセンター

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 06-6375-6488

7. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、PiTaPa会員規約に基づき、加盟社局に情報を提供することを予め同意するものとします。

(2016年4月改定)

ペルソナVISAカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、株式会社ペルソナ(以下「ペルソナ」という)と三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)が提携し所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ペルソナVISAカード」(以下「カード」という)とします。

第2条(会員)

本特約ならびに三井住友カード会員規約(以下「カード会員規約」という)を承認のうえ入会の申し込みをした方で、ペルソナおよび三井住友(以下「両社」という)が認めた方を会員(以下「会員」という)とし、カードを貸与します。

第3条(年会費)

会員は、両社が通知または公表する年会費をVISAカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用)

1. 会員は、両社がサービス提供契約を締結した株式会社阪急阪神百貨店(以下「阪急阪神百貨店」という)、ペルソナおよびペルソナが提携するサービス提供会社の提供する特典・サービスを受けることができます。特典・サービス内容については、ペルソナが書面その他の方法により通知または公表します。なお、会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がカード会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、

またはペルソナが会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。特典・サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合があることをあらかじめご了承いただくものとします。ペルソナが提携するサービス提供会社につきましては、本特約末尾記載のURLをご覧ください。

2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合は、両社および阪急阪神百貨店の所定の方法に従うものとします。

第5条（個人情報の収集、保有、利用）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、ペルソナが会員等の個人に関する情報（以下「個人情報」という）を、必要な保護措置を講じたうえで、クレジットカード事業に関連するサービスの提供、管理および情報分析、マーケティング活動、第10条第1項に定める各種案内をするために、以下の個人情報を収集し、利用することに同意します。

（1）氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先等、会員等が入会申込時および第8条において会員が届け出た事項および申告した事項（以下「属性情報」という）。

（2）入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等とペルソナの契約内容に関する事項。

（3）商品名（阪急百貨店および阪神百貨店利用分のみ）、支払区分、利用日、利用金額等、カードの利用内容に関する事項、Web・ SNS等の閲覧履歴、 行動履歴等に関する情報（以下「利用情報」という）。

（4）カードの発行・管理のために、両社が共有する事項。

イ）申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。

ロ）カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。

ハ）会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。

ニ）会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

（5）商品やサービス、あるいは会員特典にかかわる情報等に関してのアンケート等でお答えいただいた事項。

2. 会員は、サービス提供契約に基づきペルソナと個人情報提供に関する契約を締結した阪急阪神百貨店を含むH_2O リテイリンググループ各社が、以下の目的に必要な範囲において属性情報、利用情報および前項（2）を電磁的データ等で提供を受けて、共同利用することに同意します。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、エイチ・ツー・オーリテイリング 株式会社とします。なお、H_2O リテイリンググループ各社の社名につきましては、本特約末尾記載のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のURLをご覧ください。

（1）取得した情報を分析し、趣味・嗜好に応じたH_2O リテイリンググループの商品・サービス・イベント（催し）・生活・文化等の各種情報の提供を行うため。ただし、会員は、本項の営業案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナおよび阪急阪神百貨店に対して行なうことができます。

（2）取得した情報を分析し、市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。

（3）上記（1）（2）を含むH_2O リテイリンググループ各社で利用する目的、範囲につきましては、本特約末尾記載のペルソナのURLにあるプライバシーポリシーをご覧ください。3. ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH_2O リテイリンググループ各社は、前項により共同利用する個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うとともに、前項の目的以外には使用しないものとします。

4. 会員は、業務委託に関し、以下の各号についてあらかじめ異議なく承認するものとします。

（1）ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH_2O リテイリンググループ各社が、各々個人情報提供に関する契約を締結した委託先（以下「委託先」という）に対して、次の業務を委託すること。

①第2項（1）および第10条第1項に定める宣伝印刷物などの送付物などの営業案内業務。

②カードの情報処理などのコンピュータ事務およびこれらに付随する事務等の業務。

(2)ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH2O リテイリンググループ各社が、前号の業務委託に必要な範囲内で、会員に関する属性情報を委託先に預託すること。

第6条(個人情報の開示、訂正、削除)

会員等は、ペルソナに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ペルソナに開示を求める場合には、本特約末尾記載のペルソナお問い合わせ窓口にご連絡ください。開示手続の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、ペルソナ所定の方法(インターネットのホームページへの常時掲載等)によってもお知らせしております。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ペルソナはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

ペルソナは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また第5条に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。なお、第5条第2項(1)および第10条第1項に定めるペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH2O リテイリンググループ各社からの営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。

第8条(届出事項の共有)

会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先等について変更があり、ペルソナまたは三井住友の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出および申告いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第9条(利用内容の共有)

会員は、ペルソナが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用情報(ただし、阪急百貨店および阪神百貨店における購入商品名を除く)を、両社の間で共有することにあらかじめ同意するものとします。

第10条(商品情報などの送付)

1. 会員は、第5条第2項(1)に定める各種案内に加え、ペルソナからペルソナおよびペルソナが提携するサービス提供会社の特典、商品、サービス、営業案内などの各種案内が送付されることに同意します。ペルソナが提携するサービス提供会社につきましては、本特約末尾記載のペルソナのURLをご覧ください。
2. 会員は、前項の各種案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナに対して行うことができます。送付停止等に関する問い合わせ先は本特約末尾記載のペルソナお問い合わせ窓口とします。ただし、ご利用代金明細書送付時およびカード送付時に同封されるパンフレットその他案内物およびカード利用に関わる重要な案内物については、送付停止の対象にはなりません。

第11条(本特約の改定)

本特約同意条項は法令の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。また、本特約が改定され、その改定内容が会員に通知・公表された後に会員がカードを利用した場合には、会員は、その改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されます。

第12条(会員資格の喪失)

会員が、本特約による会員資格またはカード会員資格のいずれかを喪失した場合は、両社の会員資格を喪失するものとします。

＜ペルソナお問い合わせ窓口＞

ペルソナへの個人情報の開示、訂正、利用中止のお申し出につい

ては、下記にご連絡ください。

株式会社ペルソナ　お客様相談室

〒530-0013 大阪市北区茶屋町19番19号

アプローズタワー15階　TEL 06-6373-2600

URL[https://www.persona.co.jp]

＜共同利用先＞

株式会社 阪急阪神百貨店

〒530-8350 大阪市北区角田町8番7号

URL[https://www.hankyu-hanshin-dept.co.jp]

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

〒530-8350 大阪市北区角田町8番7号

URL[https://www.h2o-retailing.co.jp]

（2022年4月改定）

※本特約改定以前にご入会された会員様の個人情報をH_2O リテイリンググループで共同利用する場合は、あらためて後日、ご同意をいただいたうえで実施することといたします。

※「H_2O リテイリンググループ」とは、（株）阪急阪神百貨店、（株）阪急オアシス、イズミヤ（株）、（株）関西スーパーを中心とした企業グループで、具体的には以下のURL [https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/company/group.html] 記載の各社です。

STACIA カード会員規約

第 1 章　総則

第 1 条（本規約の総則）

1.株式会社阪急阪神カード（以下「当社」という）が発行するカードの総称を「STACIA カード（以下「本カード」という）」と称し、本規約にて本カードの発行条件及びサービス・使用方法等について定めます。

2.本カードの機能としては、当社が提供するポイントサービス、本カード提示によるサービス及び当社とサービス提携に関する契約を締結した法人・団体（以下「サービス提携先」という）が提供するサービス等があります。

第 2 条　削除

第 2 章　会員資格

第 3 条（会員）

1.本会員とは、STACIA カード会員規約・規定（以下「本規約等」という）を承認のうえ、当社所定の方法で入会の申し込みをし、当社が入会を承認した方をいいます。

2.本会員が当社との契約に関するー切の責任を引き受けることを承認した家族で、本規約等を承認のうえ、当社所定の方法で入会の申し込みをし、当社が入会を認めた方を家族会員といい、家族カードを発行します。また、本会員と家族会員を総称して会員といいます。

3.本会員は、本会員及びその家族会員が当社に対する債務がある場合には、当社が指定した支払方法により当社に対し当該債務を弁済するものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号等を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することをあらかじめ承認するものとします。なお、家族会員は、自己の利用に基づく債務についてのみ責任を負うものとします。

4.本会員は、家族会員に対し本規約等の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約等の内容を遵守しなかったことによる当社及び第三者の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

5.会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第 4 条（届け出事項の変更事項）

1.会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先等について変更があった場合には、所定の届け出書又は当社所定の方法により、遅滞なく当社に通知するものとします。

2.会員は、前 1 項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は通知書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなします。但し、前 1 項の住所・氏名の変更の通知を怠ったことについて天災地変その他の不可抗力によるやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

3.当社が会員宛に発送した通知書類等が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員に天災地変その他の不可抗力によるやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

第 5 条（本規約等の改定）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、又は本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知又は公表します。（公表はインターネットの当社ホームページ https://stacia.jp/で行います。）

なお、本規約と明示的に相違する規定又は特約がある場合は、当該規定又は特約が優先されるものとします。

第 6 条（退会もしくは会員資格の喪失）

1.会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを切断のうえ当社に返却するものとします。なお、当社又はサービス提携先が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

2.当社は、会員が本規約等に違反した場合、又は本カードの利用が不適当と認めた場合には、事前の通知をすることなく、直ちに会員資格を喪失させることができるものとします。

3.会員が会員資格を喪失した場合、当社が本カードを通じて提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。また会員はこれに伴う不利益・損害等については、当社はいずれも責任を負わないことをあらかじめ承認するものとします。

4.会員資格を喪失した場合は、当社の判断で、本カードを貸与されていた会員に事前の通知・催告等をすることなく本カードの利用を停止し、かつ当社又はサービス提携先が所有又は提携するCD機及びATM機並びに「『STACIA』優待店」（第 10 条で定義する付帯サービスを実施する優待店をいい、以下も同じ）等を通じて本カードを回収できるものとします。

5.家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には、当然に、会員資格を喪失するものとします。

第 3 章　カードの管理

第 7 条（カードの貸与）

1.本カードの所有権は当社で所有するものとし、当社の入会承認を受けた会員に対し、本カードを貸与するものとします。

2.本カードには、会員氏名・署名欄・STACIA 番号・本カードの有効期限・当社の連絡先電話番号等が表示されます。但し、サービス提携先におけるカード表示に関する規定等により、表示されない項目がある場合があります。

第 8 条（カードの有効期間）

1.カードの有効期間は当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。

2.有効期間の 2 ヶ月前までに申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。また会員は有効期間経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。

第 9 条（紛失・盗難・再発行）

1.カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難等」とする）により他人に不正利用された場合でも、当社及び「『STACIA』優待店」は一切の責任を負いません。

2.カードの紛失・盗難等の場合、会員は当社指定の方法により届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。

第 4 章　付帯サービス

第 10 条（付帯サービス）

1.当社のポイントサービス「『STACIA』ポイントプログラム」及び本カード提示によるサービスを「付帯サービス」といいます。

2.「『STACIA』ポイントプログラム」で会員へのポイント進呈に協賛し、実施する優待店を「『STACIA』ポイント優待店」といいます。

3.本カード提示によるサービスの提供に協賛し、実施する優待店を「『STACIA』提示優待店」といいます。

4.会員は、本カードの付帯サービスを利用することができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社から会員に対し別途通知又は公表するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約・規定・特約等がある場合は、それに従うものとします。

5.会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承認するものとします。

（1）付帯サービスについて、会員への通知又は公表のうえ、変更もしくは中止される場合があること。

（2）会員が第 6 条のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第 5 章　個人情報の取り扱いに関する同意条項

第 11 条（用語の定義）

本規約において、用語の意味は次の各号に定義されるところに従うものとします。

（1）「会員等」とは、会員及び入会を申し込まれた方（以下「申込者」という）をいいます。

（2）「阪急阪神ホールディングスグループ各社」とは、阪急阪神ホールディングス株式会社の有価証券報告書記載のグループ会社又は阪急阪神ホールディングス株式会社がホームページで掲載しているグループ会社をいいます。

（3）「業務受託業者」とは、当社が特定の業務に関し委託契約を締結した法人・団体をいいます。

第 12 条（個人情報の取得・利用・預託に関する同意）

1.会員等は、当社が以下の業務を行うことを目的として、保護措置を講じた上で会員等に関する本カードの個人情報を取り扱うことに同意します。

（1）当社が本カードを発行し、当社の会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を運営するために必要な以下の個人情報を、取得・利用すること。

①氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、会員等が入会申込時及び入会後に届け出た事項及び申告した事項。

②入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と当社又はサービス提携先との契約内容に関する事項。

③会員の本カードの利用により発生した客観的取引事実に基づく内容。

④本カードの発行・管理のために、当社及びサービス提携先が共有する事項。

イ）申し込みに対する審査の結果（但し承認とならなかった理由は共有しない）。

ロ）本カードの会員番号・有効期限及び変更後の会員番号・有効期限。

ハ）会員番号が無効となった事実（但し無効となった理由は共有しない）。

ニ）会員が会員資格を喪失した事実（但し喪失となった理由は共有しない）。

(2)当社が上記以外で以下の目的のために、個人情報を利用すること。

①当社の事業遂行のための新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査。

②当社が、会員に対して行う当社及び当社以外の宣伝広告物送付等の営業案内。

2.会員等は、当社が会員等から同意を得た場合や会員等が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合及び届け出事項の変更が生じた場合等の際に、会員等に関する個人情報を当該会員等から取得・利用することに同意します。

3.会員等は、当社における会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に対し、当社が個人情報の保護措置を講じた上で個人情報を預託することに同意します。

4.当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページ https://stacia.jp/への常時掲載)によって公表します。

第 13 条(共同利用者及び阪急阪神ホールディングスグループ各社との個人情報に関する同意)

1.会員等は、第 12 条 1 項で同意された目的の範囲内で、当社と以下の共同利用する会社が会員に関する個人情報を共同利用することに同意します。なお、共同利用における以下の項目は、当社ホームページ・STACIA プラザに公表します。

(1)共同利用する個人データの内容。

(2)共同利用の目的。

(3)共同利用する会社。

(4)共同利用する個人情報の管理者。

2.当社は、共同利用する会員の情報について、共同利用する会社とその取り扱いに関する契約を締結するなどして、会員の個人情報保護に十分注意を払うものとします。

3.会員は、当社が第 12 条 1 項(1)の個人情報を、保護措置を講じた上で阪急阪神ホールディングスグループ各社に提供し、阪急阪神ホールディングスグループ各社が、正当な事業活動として行うもののうち、新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査、会員への宣伝広告物送付等の営業案内を行うために利用することに同意します。

4.1 項及び 3 項に関わらず、次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとします。

①法令に基づく場合。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

第 14 条(開示・訂正・削除及び利用の停止・提供の停止等)

1.当社は、会員等から当社が保有する会員等に関する個人情報について開示を求められ、万一登録内容が事実でないことが明らかになった場合、業務運営上支障がない範囲で、当社所定の方法で原則として訂正・削除に応じるものとします(本規約に記載の相談窓口へ連絡するものとします)。

2.当社は、会員等から当社が保有する会員等に関する個人情報について、第 12 条 1 項(2)についての利用の停止及び阪急阪

神ホールディングスグループ各社への提供の停止を求められた場合は、原則として応じるものとします（本規約に記載の相談窓口へ連絡するものとします）。

第 15 条　削除

第 16 条（本規約の不同意）

当社は、申込者が本カードの申し込みに際し、申込書の記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合又は本規約に定める個人情報の取り扱いについて承認できない場合、本カードの入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。但し、第 12 条 1 項(2)に同意しない場合でも、それを理由に入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約に記載の相談窓口へ連絡するものとします）。

第 17 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されます。

第 18 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約等について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 19 条（相談窓口）

1.宣伝印刷物の送付等営業案内中止のお申し出は、下記の当社阪急阪神カードコールセンターまでお願いします。

2.個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室窓口までお願いします。

3.商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、本カードを利用された加盟店にご連絡ください。

4.本規約についてのお問い合わせ・ご相談については、下記の当社お客様相談室窓口までご連絡ください。

＜阪急阪神カードコールセンター＞

〒530-0012　大阪市北区芝田一丁目 16 番 1 号

06-6375-6488

＜お客様相談室窓口＞

〒530-0012　大阪市北区芝田一丁目 16 番 1 号

06-6375-6488（阪急阪神カードコールセンター内）

第 20 条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申し込みをした事実・入会申し込みの際に示された情報は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、STACIA カード会員規約第 12 条、第 13 条及び第 14 条の定めに基づき、必要な範囲内で利用することがあります。

（2020 年 4 月改定）

＜STACIA カード会員特約＞

第 1 条（クレジットサービスが含まれる場合）

本カードの機能としてクレジットサービスが含まれる場合、会員は、以下の各号についてあらかじめ承認するものとします。

（1）当社が本カードの会員管理業務（入会・発行及び再発行処理業務、紛失・盗難処理業務、退会処理業務等）をクレジットサービスに関するサービス提携先と共同又は分担して実施すること。

（2）本規約等に定めのない事項についてはクレジットサービスに関するサービス提携先の会員規約・規定・特約が適用されること。

第 2 条（IC定期サービスが含まれる場合）

会員は、本カードの機能として IC 定期券のサービスである PiTaPa 定期サービス（以下「定期サービス」という）が含まれる場合、定期サービスの利用に関する利用日時、利用区間等の情報については、PiTaPa 会員規約に基づいて株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という）から情報提供された加盟社局（定期サービス区間において当社が STACIA カード会員規約第 10 条の付帯サービスを提供するために契約を締結し、当該付帯サービス提供の対象となる社局として当社が公表している社局）を通じて、当社が取得、保有、利用することにあらかじめ同意するものとします。

第 3 条（クレジットサービスが含まれない場合）

本カードの機能としてクレジットサービスが含まれない場合、会員は、当社が本カードの会員管理業務（入会・発行及び再発行処理業務、紛失・盗難処理業務、退会処理業務等）をカード発行において提携している PiTaPa 機能を提供するスルッとと共同又は分担して実施することについてあらかじめ承認するものとします。

第 4 条（IC チップを利用したサービスが含まれる場合）

会員は、本カードに搭載された IC チップを利用したサービスの内、スルッとが提供する PiTaPa 機能及び付帯サービスやクレジットサービスを除いたサービス（以下「その他サービス」という）が含まれる場合、別途定めるその他サービスの規約・規定・特約等に従うものとします。

第 5 条　削除

第 6 条（年会費が必要な場合）

1.会員は、当社が定める年会費（家族会員の有無・人数によって異なることがあります）がある場合には、当社に対して所定の方法にて毎年支払うものとします。

2.支払額、支払期日等の年会費に関する内容は、原則として入会手続き時及びカード送付時に案内するものとします。なお、支払期日に年会費が支払われなかった場合には、翌月以降に年会費を請求する場合があります。

3.すでに支払い済みの年会費は、理由の如何を問わず、返却しません。

（2016 年 4 月改定）

「STACIA」ポイントプログラム規定

第 1 条（当社のポイントサービス）

1.本規約等に従って当社が提供する「『STACIA』ポイントプログラム」（以下「ポイントプログラム」という）により進呈されるポイントを、「S ポイント」（以下「ポイント」という）といいます。

2.会員毎の使用可能ポイントの総数（以下「使用可能ポイント」という）、ポイントの増減、その他ポイントに関する管理等は、ポイントプログラムを管理運営するコンピュータシステム管理センター（以下「管理センター」という）において行うものとします。

3.使用可能ポイントは、原則として、第 2 条により進呈されたポイントの総数から第 3 条のポイント景品交換数を差し引いたポイント数とします。但し、ポイント進呈後、管理センターでポイント数の更新が行われるまでの期間は、ポイント進呈が使用可能ポイントに反映されない場合があります。なお、ポイントを換金することはできません。

第 2 条（ポイント進呈）

1.会員は、以下の各号に定めるポイント進呈を受けることができます。またポイント進呈は会員単位での利用に対して行い、会員の口座単位で集計されます。

（1）当社が定める規定等に従い、購入する商品・サービス等のご利用金額等に応じて提供されるポイント。

（2）当社並びに「『STACIA』ポイント優待店」で所定の方法により提供されるポイント。

2.会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、「『STACIA』ポイント優待店」においてポイントプログラムの利用ができないことがあることをあらかじめ承認するものとします。

（1）カードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合。

（2）カードに偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、又はそのおそれがある場合。

（3）会員が本規約等に違反した場合、又はそのおそれがある場合。

（4）前各号の他会員によるポイントプログラムの利用を当社が不適当と認めた場合。

（5）ポイント端末機および管理センターに障害が発生し、ポイントプログラムに必要な処理を行うことができない場合。

第 3 条（ポイント景品交換）

1.会員は、当社所定の方法により、ポイント景品交換の申し出およびポイント景品交換を行い、当社が提供する景品・サービス等に交換することができるものとします。

2.申し出の際に、ポイント景品交換の申請数が使用可能ポイントを超えている場合は、第 4 条の使用可能ポイント照会の後、改めてポイント景品交換を行うものとします。また、景品・サービス等のポイント景品交換の申請数を超えてポイント景品交換をすることはできません。

3.第 1 項および第 2 項のポイント景品交換の対象となる景品・サービス等については、別途当社が指定します。

第 4 条（使用可能ポイント照会）

会員は、当社所定の方法により使用可能ポイント数を確認することができます。

第 5 条（買上商品の返品時の処理）

1.買上商品を返品する場合には、カードおよび買上時のレシートを提示する等、当社所定の方法によるものとします。

2.買上商品を返品した場合には、当該返品商品利用時にすでにポイント進呈された相当分のポイントを減算させていただく場合があります。なお、ポイント景品交換により景品・サービス等に交換された後に買上商品を返品した場合は、ポイント景品交換による景品・サービス等の返還を当社が請求する場合があります。

第 6 条（ポイント景品交換の取消）

会員は、当社所定の方法によりポイント景品交換として申し入れた景品・サービス等の供与が行われた後に、取消・返品は行えないものとします。

第 7 条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限は当社が定める有効期間とします。有効期限内にポイント取引が行われなかった場合、使用可能ポイントは全て失効するものとします。

第 8 条（他ポイント提供事業者とのポイント交換）

会員は、ポイントを他のポイント提供事業者が会員に提供する他のポイントと交換できる場合があります。但し、ポイント交換に関しては、当社および他のポイント提供事業者所定の方法に従うものとします。

第 9 条（複数枚カードのポイント）

会員は、何らかの事由により、ポイントプログラムを有するカードの複数枚貸与を受けた場合であっても、原則として、これらのカードの使用可能ポイントを任意の 1 枚のカードに合算することはできません。

第 10 条（本規定の改定）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知又は公表します。（公表はインターネットの当社ホームページ https://stacia.jp/で行います。）

第 11 条（ポイントプログラムの終了）

ポイントプログラムを終了する場合は、当社は 6 ヵ月前までに会員に通知します。ポイントプログラム終了のその日から、ポイント進呈は中止となります。

（2020 年 4 月改定）